

平成22年11月1日
富国生命保険相互会社

「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更について」
の公表を受けてのお客さま宛ご案内の送付について

平成22年7月6日付最高裁判決において、遺族の方が年金として受け取る生命保険金のうち相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないと判示されたことを受け、10月20日に国税庁より新たな課税方式が示されるとともに、所得税を納めすぎとなっている納税者の方については、過去5年分（平成17年～平成21年分）の所得税の還付手続きが開始されることとなりました。

弊社では、「お客さま基点」の方針の下、過去5年（平成17年～平成21年）において、相続または贈与等により年金をお受け取りになり、年金のお支払い時に源泉徴収が行われているお客さまには、還付の手続きの際に必要な保険・年金契約の情報について、10月30日より、個別にご案内を送付させていただきました。

なお、税金に関する具体的な取扱い・お手続きにつきましては、お近くの税務署等にお問合わせください。

以上

【本件に関するお問合わせ窓口】

フコク生命 お客さまセンター

フリーダイヤル：0120-259-817

受付時間：平日9：00～17：00

（12/30～1/3を除く）